



マタニティ  
ライフ

# ようこそ!赤ちゃん

赤ちゃんのお誕生おめでとうございます。  
この喜びを忘れずに、小さな命をみんなで守っていきましょう。

## 赤ちゃんが生まれたら

### 出生届

病院で出産される場合は、出産後、病院で出生届の用紙を受け取ってください。(それ以外の場合は、市民課もしくは各支所で出生届の用紙を受け取ってください)出生届は、生まれた日を含めて14日以内に届出してください。お近くの支所でも手続きできます。  
届出人欄は、生まれた子の父または母が署名、押印してください(父または母が来庁できない場合は、代理人が預かり持参することもできます。)

市役所の開庁時間以外の夜間、休日にも守衛室で届出することができますが、母子健康手帳の出生届済証明書欄への記入手続きがありますので、後日、市役所の開庁時間に、母子健康手帳をお持ちください。

届出に必要なもの

出生届(出生証明書欄証明済のもの)

印鑑(朱肉を使うタイプのもの) 母子健康手帳

### お問い合わせ

市役所	53-1151
市民課	内線312
矢田支所	52-3404
平和支所	52-2346
治道支所	56-3085
昭和支所	56-0015
片桐支所	52-3001

マタニティライフ

### 未熟児養育医療給付

出生児の体重が2,000グラム以下などの未熟児のお子さんで、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた場合、指定した医療機関で医療の給付(医療費助成)をします。

世帯の所得に応じて負担限度額が定められています。

- 申請に必要なもの
- 申請書 意見書 世帯調書
- 同意書
- 個人番号(マイナンバー)確認書類
- 対象児童の健康保険証
- 印鑑

### 自立支援医療(育成医療)の給付

18歳未満の身体障害児、又は現存する疾患を放置すると将来に障害を残すと認められる児童で、手術によって改善が認められる方に医療費の給付をします。世帯の所得に応じて負担限度額が定められています。

- 申請に必要なもの
- 自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書
- 自立支援医療(育成医療)意見書
- 世帯全員の健康保険証
- 同意書
- 個人番号(マイナンバー)確認書類

### 小児慢性特定疾患医療費の助成

18歳未満(引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満)の児童が、厚生労働大臣が定める疾患(514疾患が対象)にかかった場合、医療費の助成や日常生活用具の給付をします。世帯の所得に応じて負担限度額が定められています。

- 申請に必要なもの
- 医療受診券交付申請書
- 意見書
- 世帯全員の住民票
- 対象児童の健康保険証
- 生計中心者の所得税額の方かる書類
- 同意書(高額療養費に関する適用区分に関するものです)

- 日常生活用具の場合
- 日常生活用具給付申請書
- 小児慢性特定疾病受給者証
- 購入する用具の見積書
- 医師からの意見書
- 同意書
- 印鑑

### 特別児童扶養手当

身体、知的または精神に障害のある20歳未満の児童を家庭で養育している方に対して支給します。所得制限がありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

- 申請に必要なもの
- 申請者と対象児童の戸籍謄本
- 診断書(身体障害者手帳、療育手帳)
- 申請者名義の預金口座番号

### 障害児福祉手当

在宅で重度の障害があるため常時介護を必要とする20歳未満の児童に支給します。所得制限があります。詳しくは窓口にお問い合わせください。

- 申請に必要なもの
- 障害児福祉手当認定診断書
- 対象児童名義の預金口座番号
- 印鑑
- 個人番号(マイナンバー)確認書類